

広島高等裁判所及びその管内について

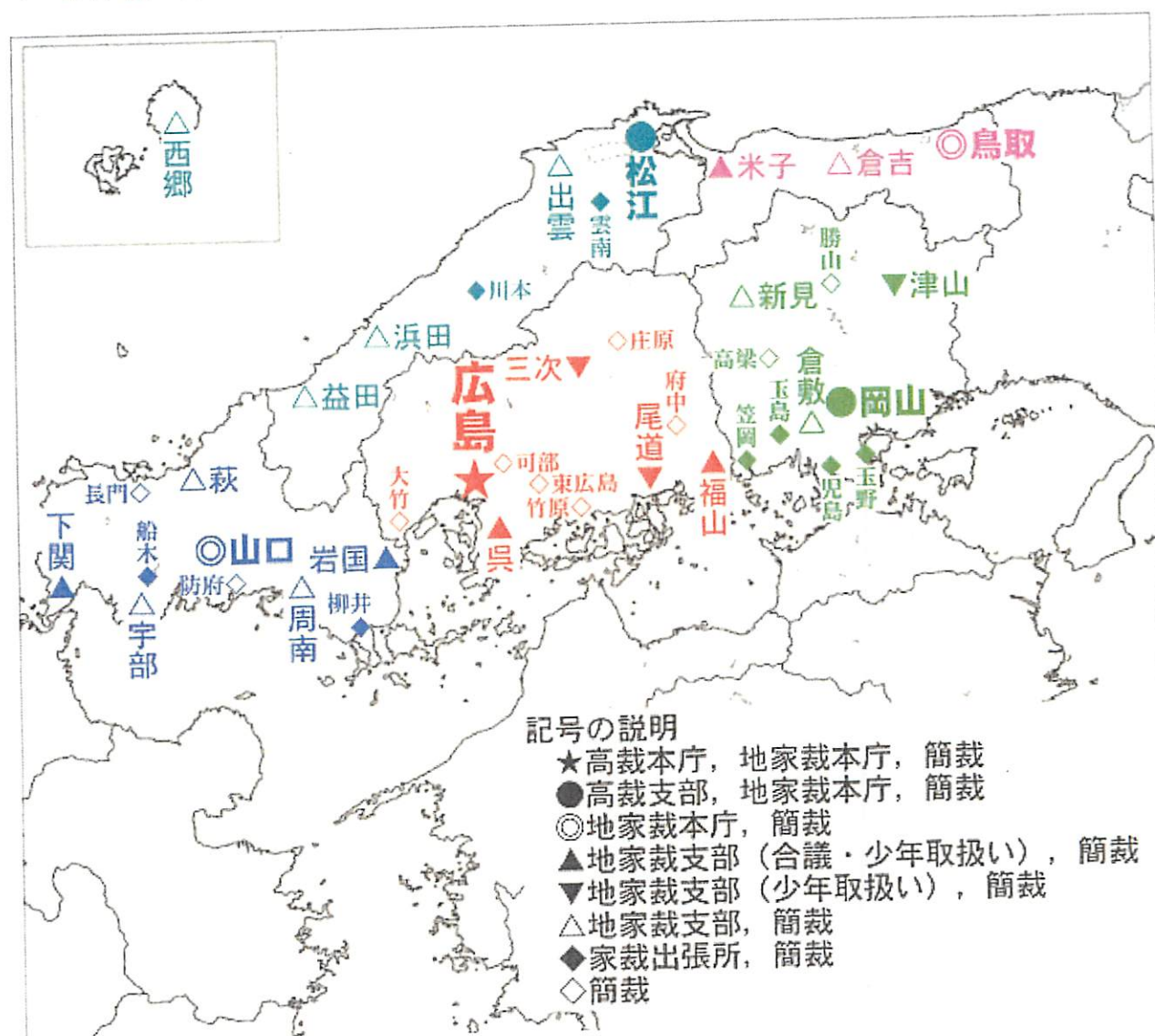
(概況説明資料)



1	広島高裁管内の裁判所所在地図.....	p.1
2	広島高裁管内の裁判所一覧表	p.2
3	広島高裁管内の情勢（人口・弁護士数・控訴件数・裁判員事件数等）	p.3
4	広島高裁及び管内の裁判官数	p.5
5	広島高裁の沿革.....	p.6
6	参考統計	p.9

平成 27 年 5 月
広島高等裁判所

1 広島高裁管内の裁判所所在地図



山口地家裁本庁
山口簡裁



高裁岡山支部
岡山地家裁本庁
岡山簡裁



鳥取地家裁本庁
鳥取簡裁



高裁松江支部
松江地家裁本庁
松江簡裁



2 広島高裁管内の裁判所一覧表

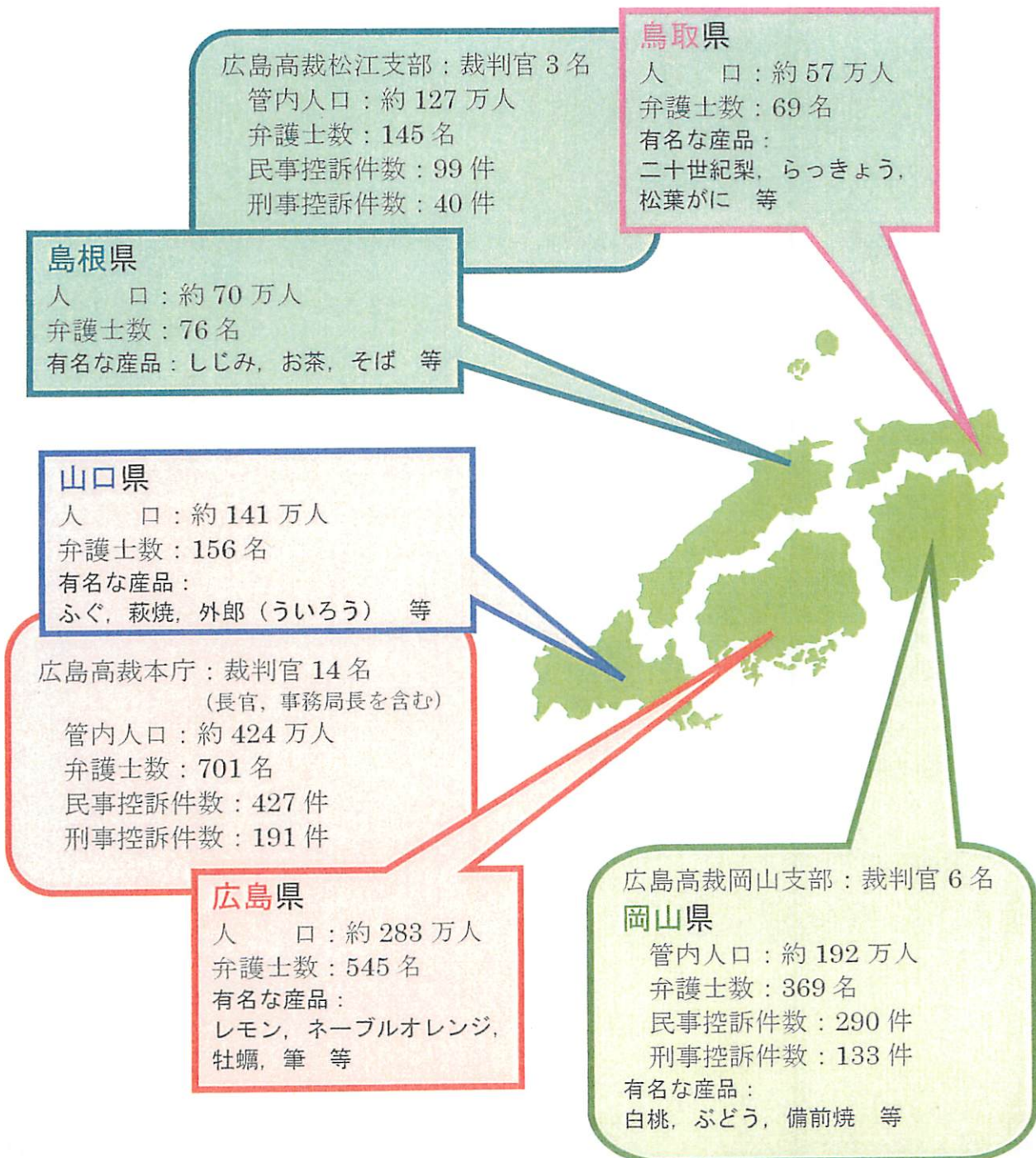
高裁		地家裁					簡裁	検察 審査会
本庁	支部	本庁	支部	合議事件 の取扱い	少年事件 の取扱い	家裁 出張所		
広島	(本庁)	広島	(本庁)	広島	広島		広島	広島第一 広島第二
							東広島	
							可部	
							大竹	
			三次		三次		三次	三次
							庄原	
		山口	呉	呉	呉		呉	呉
							竹原	
			福山	福山	福山		福山	福山
							府中	
			尾道		尾道		尾道	尾道
			(本庁)	山口	山口	船木	山口	山口
							防府	
			宇部				宇部	
			周南				船木	
	岡山	岡山	萩	岡山	岡山		周南	周南
							萩	萩
			岩国		岩国		長門	
							岩国	岩国
			*柳井				柳井	
			下関	下関	下関		下関	下関
	松江	松江	(本庁)	松江	松江		岡山	岡山
							高梁	
			倉敷				玉野	
							児島	
			新見				倉敷	倉敷
			津山		津山		玉島	
							*笠岡	
							新見	岡山
							津山	津山
							勝山	
	鳥取	鳥取	(本庁)	鳥取	鳥取		岡山	岡山
							高梁	
			倉敷				玉野	
							児島	
			新見				倉敷	倉敷
			津山		津山		玉島	
							*笠岡	
							新見	岡山
							津山	津山
							勝山	
	松江	松江	(本庁)	松江	松江		岡山	岡山
							高梁	
			倉敷				玉野	
							児島	
			新見				倉敷	倉敷
			津山		津山		玉島	
							*笠岡	
							新見	岡山
							津山	津山
							勝山	

「合議事件の取扱い」欄は、合議事件を取り扱う地方裁判所又は家庭裁判所の本庁又は支部を示す。「少年事件の取扱い」欄は、その管内の少年法で定める少年保護事件の審判及び少年法第37条1項に掲げる罪に係る訴訟の第一審の裁判に関する事務を取り扱う家庭裁判所の本庁又は支部を示す。

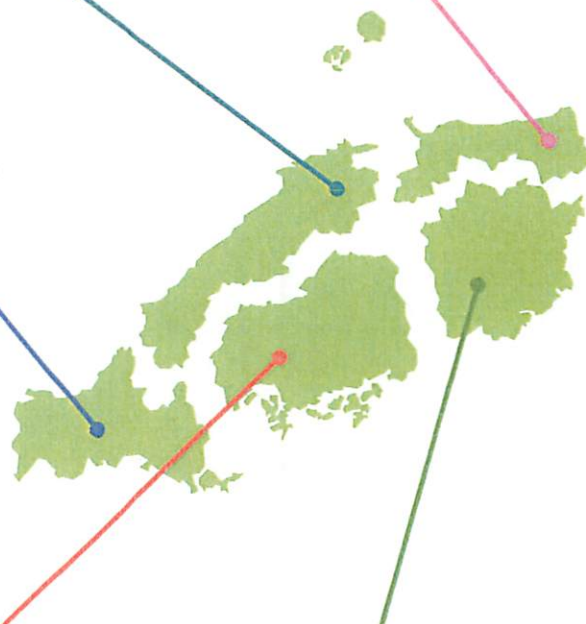
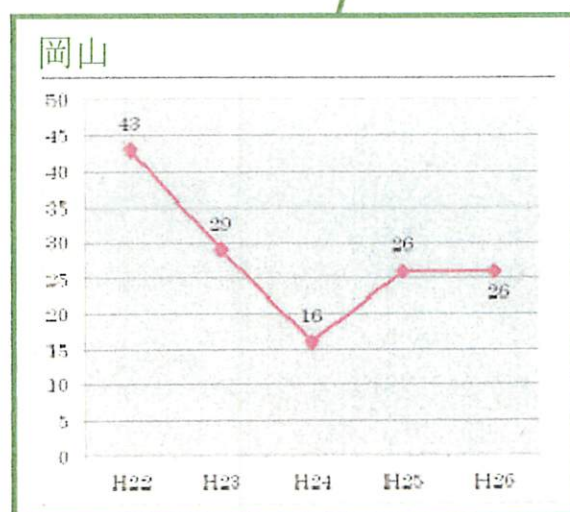
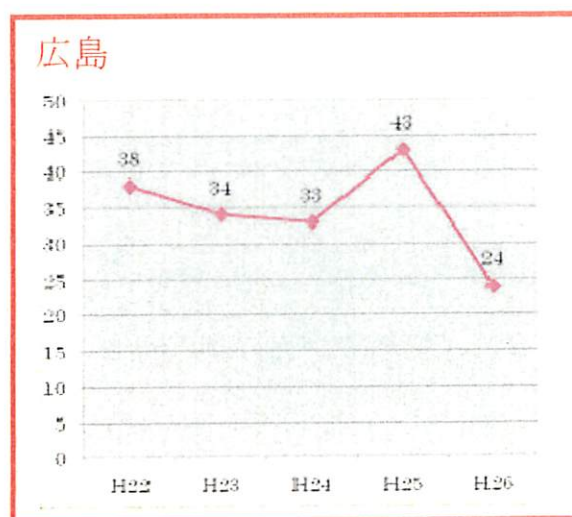
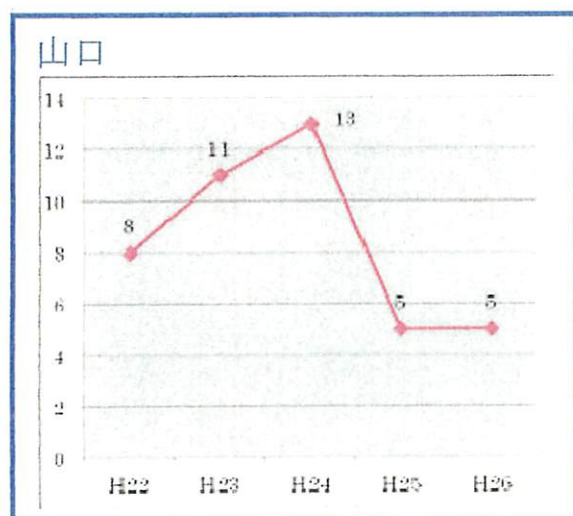
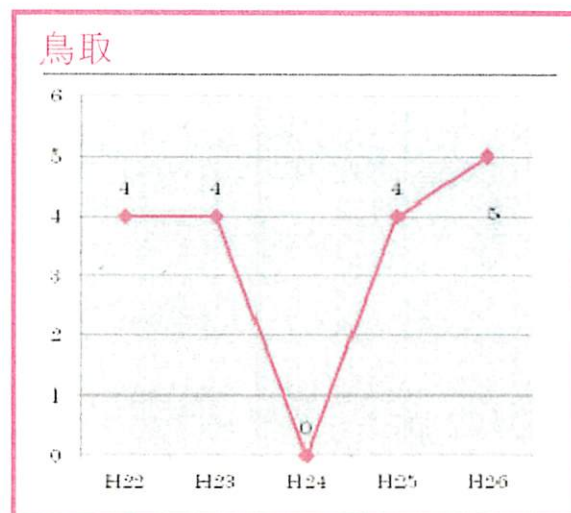
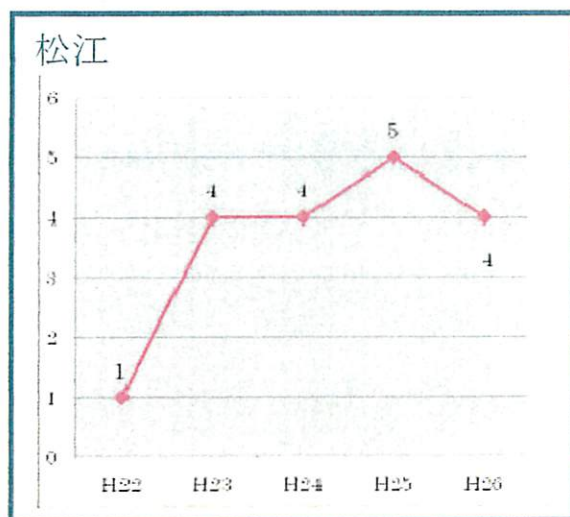
「家裁出張所」欄中の*印は、家事事件の受付及び裁判官又は調停委員会の判断により当該出張所に出張して行われる家事審判又は家事調停に関する事務のみを取り扱う家庭裁判所出張所であることを示す。

3 広島高裁管内の情勢（人口・弁護士数・控訴件数・裁判員事件数等）

管内の人口	合計約 744 万人 (平成 26 年 10 月 1 日現在)	全国の人口（1 億 2,708 万人）の 5.9%
管内の弁護士数	合計 1,215 人 (平成 27 年 5 月 1 日現在)	全国の登録数（36,446 人）の 3.3%
民事控訴の新受件数 (民事控訴審通常訴訟)	合計 816 件 (平成 26 年)	全国の件数（15,310 件）の 5.3%
刑事控訴の新受件数 (刑事控訴審通常訴訟)	合計 364 件 (平成 26 年)	全国の件数（5,905 件）の 6.2%



裁判員裁判関係（新受件数）の状況



4 広島高裁及び管内の裁判官数

平成 27 年 4 月末現在の広島高裁の裁判官数

	長 官	判 事	判事補(特例)	合 計
本 庁	1	13 (事務局長を含む)	0	14
岡山支部		7	0	7
松江支部		3	0	3
合 計	1	23	0	24

裁判官の配置

本 庁		支 部
第一部 (刑事)	高麗 邦彦 (31 期・部総括) 杉本 正則 (53 期) 内藤恵美子 (55 期)	岡山支部第一部 (民事・刑事) 傳田 喜久 (34 期・部総括) 森實 有紀 (42 期)
第二部 (民事)	野々上友之 (33 期・部総括) 水谷美穂子 (35 期) 山本 正道 (47 期)	難波 宏 (43 期) 村川 主和 (52 期) 岡山支部第二部 (民事)
第三部 (民事)	川谷 道郎 (30 期・部総括) 木村 哲彦 (47 期) 梅本 幸作 (49 期)	片野 悟好 (30 期・支部長) 山本万起子 (44 期) 進藤壮一郎 (52 期)
第四部 (民事)	竹内 民生 (32 期・部総括) 日暮 直子 (50 期) 平井 直也 (53 期)	松江支部 塚本 伊平 (30 期・支部長) 内田 貴文 (49 期) 堀田 匡 (52 期)

平成 27 年 4 月末現在の広島高裁管内高地家裁別裁判官数

	長官	判事 (所長・高 裁事務局 長を含む)	判事補		小計	簡裁 判事	合計
			うち特例	うち未特例			
広島高	1	23	0	0	24		24
広島地		24	8	1	32	18	50
広島家		5	6	6	11		11
山口地		11	3	1	14	10	24
山口家		3	5	4	8		8
岡山地		14	8	4	22	14	36
岡山家		4	4	4	8		8
鳥取地		6	2	1	8	5	13
鳥取家		2	1	0	3		3
松江地		5	3	1	8	5	13
松江家		1	1	1	2		2
合 計	1	98	41	23	140	52	192

育児休業者及び海外研究者を含む。簡裁判事兼判事は判事に、簡裁判事兼判事補は判事補にそれぞれ計上した。

5 広島高裁の沿革

明治 5 年（1872 年）

それまで府県が司法事務を取り扱っていたが、司法職務定制により司法制度が改革され、司法省臨時裁判所（国の大事に関する事件及び裁判官の犯罪等）、司法省裁判所（上告裁判所）、府県裁判所（原則的な第一審裁判所）、区裁判所（軽微事件）等が設置された。

明治 8 年（1875 年）

立憲政体の詔書が発せられ、司法省裁判所は廃止、大審院が東京に設置された。そして上等裁判所が東京、大阪、長崎、福島（後に宮城）にそれぞれ設置され、府県裁判所からの控訴等を取り扱うこととされた。広島、山口、岡山、鳥取、島根の各県は、大阪上等裁判所の管轄に属した。

明治 9 年（1876 年）9 月

府県裁判所が廃止され、地方裁判所が東京をはじめ 23 箇所を設置された（なお、地方裁判所支庁が 36 庁置かれた）。さらにその下に、軽微事件を取り扱う区裁判所が 134 庁置かれた。

中国地方では、松江と岩国の 2 箇所地方裁判所が置かれ、松江裁判所、岩国裁判所と称し、松江裁判所は島根県（現在の鳥取県を含む）を、岩国裁判所は広島、山口の両県をそれぞれ管轄した。なお、岡山県は、神戸裁判所の管轄に属した。

松江、岩国、神戸裁判所は、大阪上等裁判所の管轄に属した。

明治 9 年（1876 年）11 月

岩国裁判所が広島に移され、広島裁判所と改称。

明治 14 年（1881 年）

広島県沼田郡広島区小町に広島裁判所庁舎（後の広島控訴裁判所、広島控訴院）を新営。木造瓦葺 2 階建、延 1,788 m²（541 坪）。



明治 15 年（1882 年）

治罪法の施行により、上等裁判所が控訴裁判所と、地方裁判所が始審裁判所と、区裁判所が治安裁判所と改称され、裁判所の位置及び管轄区域も改正された。

控訴裁判所は東京、大阪、名古屋、広島、長崎、宮城、函館の 7 か所に設置され、広島控訴裁判所の管轄は次のとおりとなった。

控訴裁判所	始審裁判所	治安裁判所
広島	広島	広島、三次
	尾道	尾道
	山口	山口、岩国、赤間関、萩
	松江	松江、今市
	浜田	浜田
	米子	米子
	鳥取	鳥取
	西郷	西郷

なお、岡山始審裁判所は、大阪控訴裁判所の管轄に属した。

明治 16 年（1883 年）

次のとおり裁判所の位置及び管轄が改正された。

控訴裁判所	始審裁判所
広島	広島
	山口
	松江
	鳥取

尾道、浜田、米子、西郷の各始審裁判所は、始審裁判所支庁となった。

明治 19 年（1886 年）

控訴裁判所が控訴院と改称、広島控訴裁判所は広島控訴院となった。

明治 23 年（1890 年）

大日本帝国憲法のもと、裁判所構成法が施行され、大審院、控訴院、地方裁判所、区裁判所が設置された。

控訴院は東京、大阪、名古屋、広島、長崎、宮城、函館に設置され、中国地方の管轄は次のとおりとなった。

控訴院	地方裁判所	区裁判所
広島	広島	広島，呉，竹原，三次，庄原，尾道，福山
	山口	山口，徳山，岩国，柳井津，萩，船木，赤間関（後に下関と改称）
	松江	松江，木次，今市，浜田，大森，益田，西郷
	鳥取	鳥取，倉吉，米子，溝口
大阪	岡山	岡山，片上，高梁，新見，玉島，笠岡，津山，勝山

明治 28 年（1895 年）

鳥取地方裁判所が大阪控訴院の管轄となり，松山地方裁判所が広島控訴院の管轄となった。

明治 38 年（1905 年）

岡山地方裁判所，鳥取地方裁判所が広島控訴院の管轄となった。

控訴院	地方裁判所
広島	広島
	山口
	松江
	松山
	岡山
	鳥取

昭和 20 年（1945 年）8 月 6 日

原爆により，裁判官・職員多数の命が失われる（昭和 40 年に敷地内に建立された慰霊碑には合計 45 名の名が刻まれている）。広島控訴院の庁舎も原爆により焼失。被災後，順次，府中国民学校，株式会社日本製鋼所広島製作所構内，東洋工業株式会社附属青年学校内に移転した。

昭和 20 年（1945 年）8 月 15 日

高松控訴院が置かれ，広島控訴院管轄の松山地方裁判所は，高松控訴院の管轄となった。

昭和 21 年（1946 年）

高松控訴院が廃止され，松山地方裁判所が再び広島控訴院の管轄となった。

昭和 22 年（1947 年）5 月 3 日

裁判所法の施行により，新たに最高裁判所，高等裁判所，地方裁判所，簡易裁判所が置かれ，下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律によって，広島市に広島高等裁判所が置かれ，次のとおりの管轄となった。

高等裁判所	地方裁判所
広島	広島
	山口
	岡山
	鳥取
	松江

昭和 22 年（1947 年）

広島高等裁判所，広島地方裁判所，広島簡易裁判所合同庁舎事務棟の一部が，元歩兵 11 連隊兵舎跡（現庁舎敷地の一部）

に完成。木造モルタル吹付仕上げ 2 階建，延 2,694 m²（815 坪）。



昭和 23 年（1948 年）3 月

広島高等裁判所松江支部を設置。

昭和 23 年（1948 年）10 月

広島高等裁判所岡山支部を設置。

昭和 24 年（1949 年）1 月

全国に家庭裁判所が置かれることになり，広島高等裁判所管内には，広島，山口，岡山，鳥取，松江の各家庭裁判所を設置。

昭和 24 年（1949 年）6 月

第二期，第三期工事を経て，広島高地簡裁の合同庁舎全部が完成。

昭和 39 年（1964 年）

広島高地簡裁の新合同庁舎（北棟及び南棟）が完成。鉄筋コンクリート造 3 階建。



昭和 60 年 (1985 年)

広島高地簡裁合同庁舎の東棟及び西棟が完成。
鉄筋コンクリート造 6 階建。

昭和 62 年 (1987 年)

広島高地簡裁（北棟
及び南棟）の既存棟
を改築。



昭和 63 年 (1988 年)

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律
の一部改正により、管内 22 庁（事務移転庁 2
庁を含む）の簡易裁判所が廃止された。

平成 2 年 (1990 年)

地方裁判所及び家庭裁判所支部設置規則の一
部改正により、管内地方裁判所及び家庭裁判
所支部のうち、7 支部が廃止された。

平成 10～12 年度 (1998～2000 年度)

大規模な内部改修を実施。国民に利用しやす
く分かりやすい裁判所の実現に向けて、受付
窓口の 1 階配置、扉、壁等の透明化、便所の
改修を行う。また、裁判部の協働態勢に資す
るため、
また、IT 化や事務の合理化に対応するため、
資料室の高・地裁合同排架、事務局を除く事
務室をすべて二重床構造にするなど、より機
能的な庁舎に改修した。さらに、法廷棟にエ
レベーターを設置するとともに、事務局の事務
室も二重床化した。

平成 17～20 年度 (2005～2008 年度)

裁判員制度に対応するための法廷等の整備、
広島地裁民事執行センターの増築など、大規
模な改修・増築を実施した。



広島地裁 304 号法廷（裁判員法廷）

平成 24～26 年度 (2012～2014 年度)

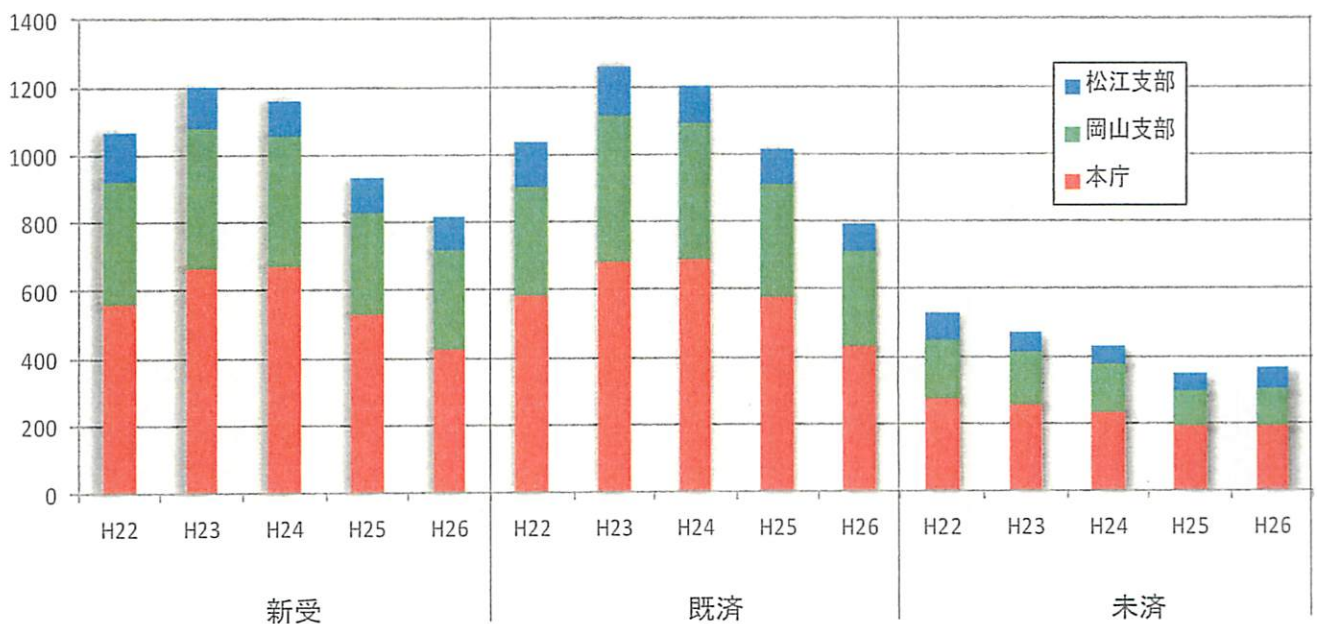
広島高地簡裁庁舎の南棟（事務棟）及び北棟
（法廷棟）が、耐震診断の結果、震度 6 強以
上の大規模地震に耐えられないという評価を
受けたことから、平成 24 年度から 3 年の計画
で、耐震改修工事を実施した。

上記工事以外にも、照明器具更新、電気設備
改修、外壁改修、屋上防水改修等の工事を行っ
た。

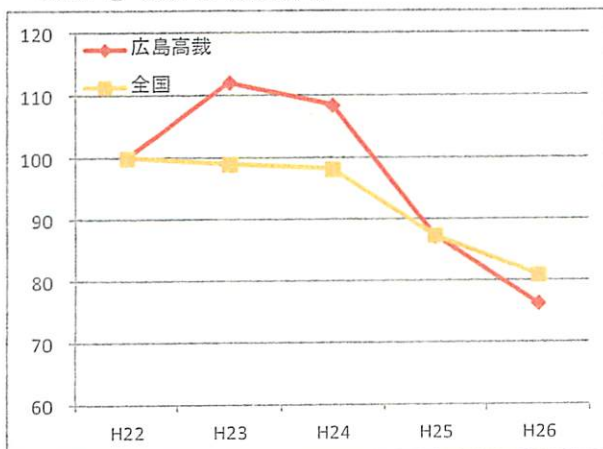
6 参考統計

広島高裁 民事通常控訴事件数の動向

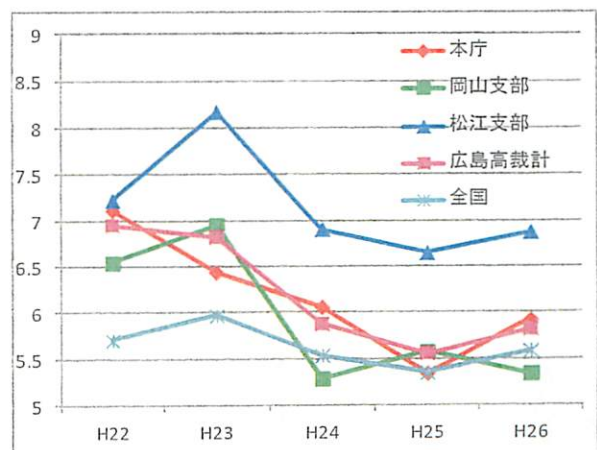
	新受					既済					未済				
	H22	H23	H24	H25	H26	H22	H23	H24	H25	H26	H22	H23	H24	H25	H26
本庁	561	665	670	532	427	583	681	690	574	430	271	255	235	193	190
岡山支部	362	413	383	296	290	320	433	401	336	280	179	159	141	101	111
松江支部	146	121	107	104	99	133	147	108	107	84	83	57	56	53	68
広島高裁 合計	1069	1199	1160	932	816	1036	1261	1199	1017	794	533	471	432	347	369
全国	18909	18731	18569	16522	15310	17826	19205	18986	17072	15308	7639	7165	6748	6198	6200



民事控訴審通常訴訟事件新受件数の推移
～H22を100とした場合

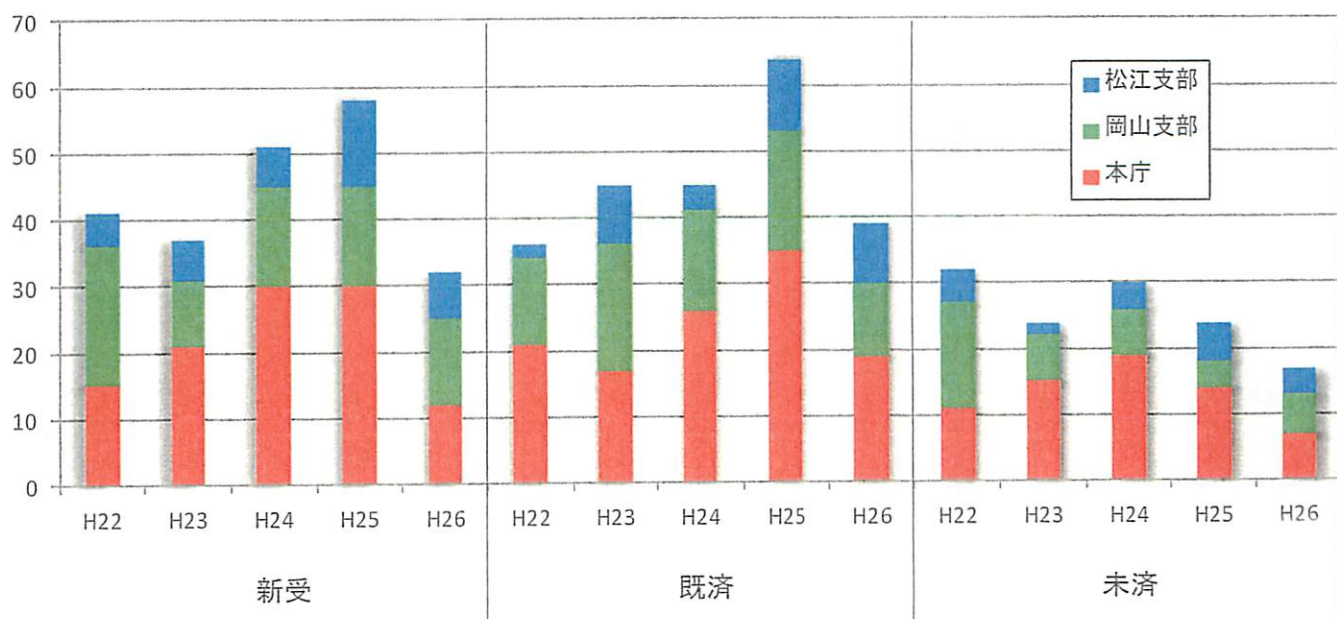


民事控訴事件（終局）の平均審理月数

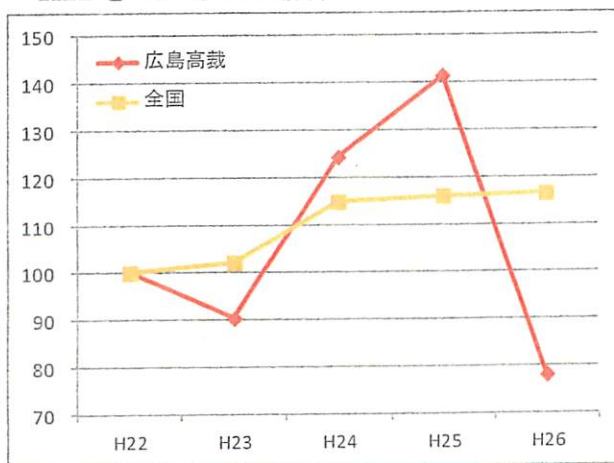


広島高裁 行政訴訟控訴事件の動向

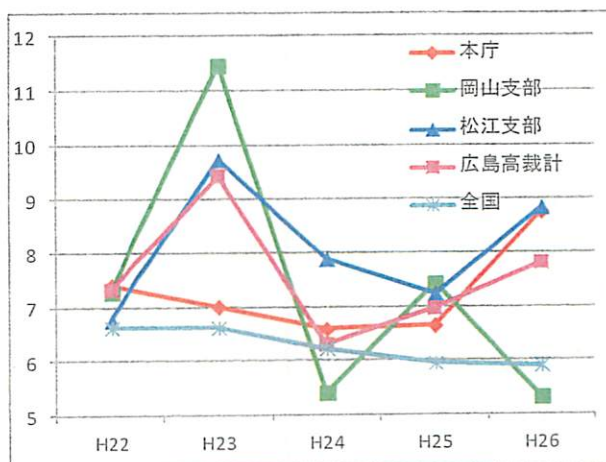
	新受					既済					未済				
	H22	H23	H24	H25	H26	H22	H23	H24	H25	H26	H22	H23	H24	H25	H26
本庁	15	21	30	30	12	21	17	26	35	19	11	15	19	14	7
岡山支部	21	10	15	15	13	13	19	15	18	11	16	7	7	4	6
松江支部	5	6	6	13	7	2	9	4	11	9	5	2	4	6	4
広島高裁 合計	41	37	51	58	32	36	45	45	64	39	32	24	30	24	17
全国	856	874	984	994	998	854	889	955	1009	977	408	393	422	407	428



行政控訴事件新受件数の推移
～H22を100とした場合

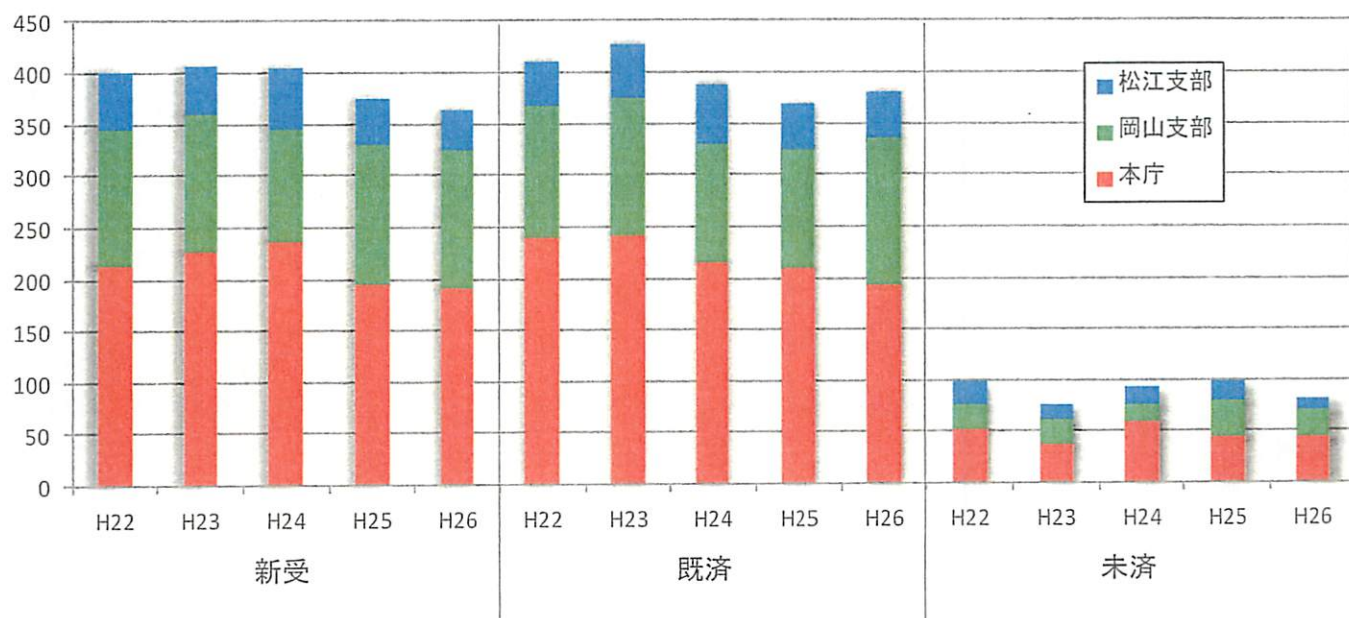


行政控訴事件（終局）の平均審理月数

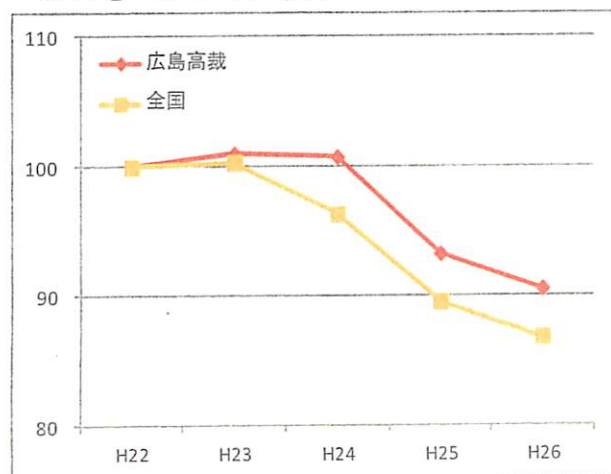


広島高裁 刑事控訴事件数の動向

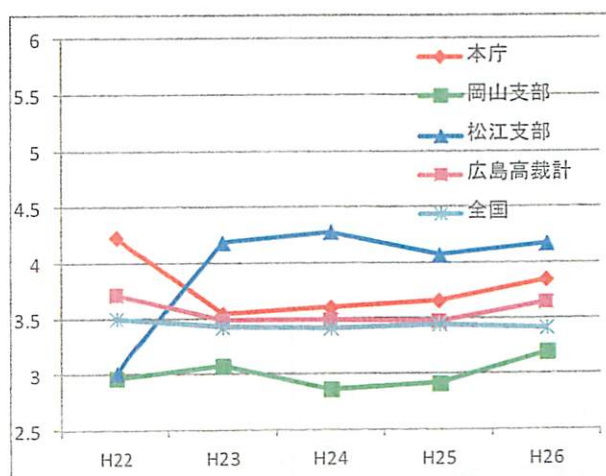
	新受					既済					未済				
	H22	H23	H24	H25	H26	H22	H23	H24	H25	H26	H22	H23	H24	H25	H26
本庁	214	226	237	195	191	240	242	215	209	192	53	37	59	45	44
岡山支部	131	133	108	135	133	128	132	115	116	143	23	24	17	36	26
松江支部	57	47	60	45	40	43	54	59	44	46	23	16	17	18	12
広島高裁 合計	402	406	405	375	364	411	428	389	369	381	99	77	93	99	82
全国	6803	6824	6555	6091	5905	6856	7006	6618	6108	5890	1590	1408	1345	1328	1343



刑事控訴審通常訴訟事件新受件数の推移
～H22を100とした場合



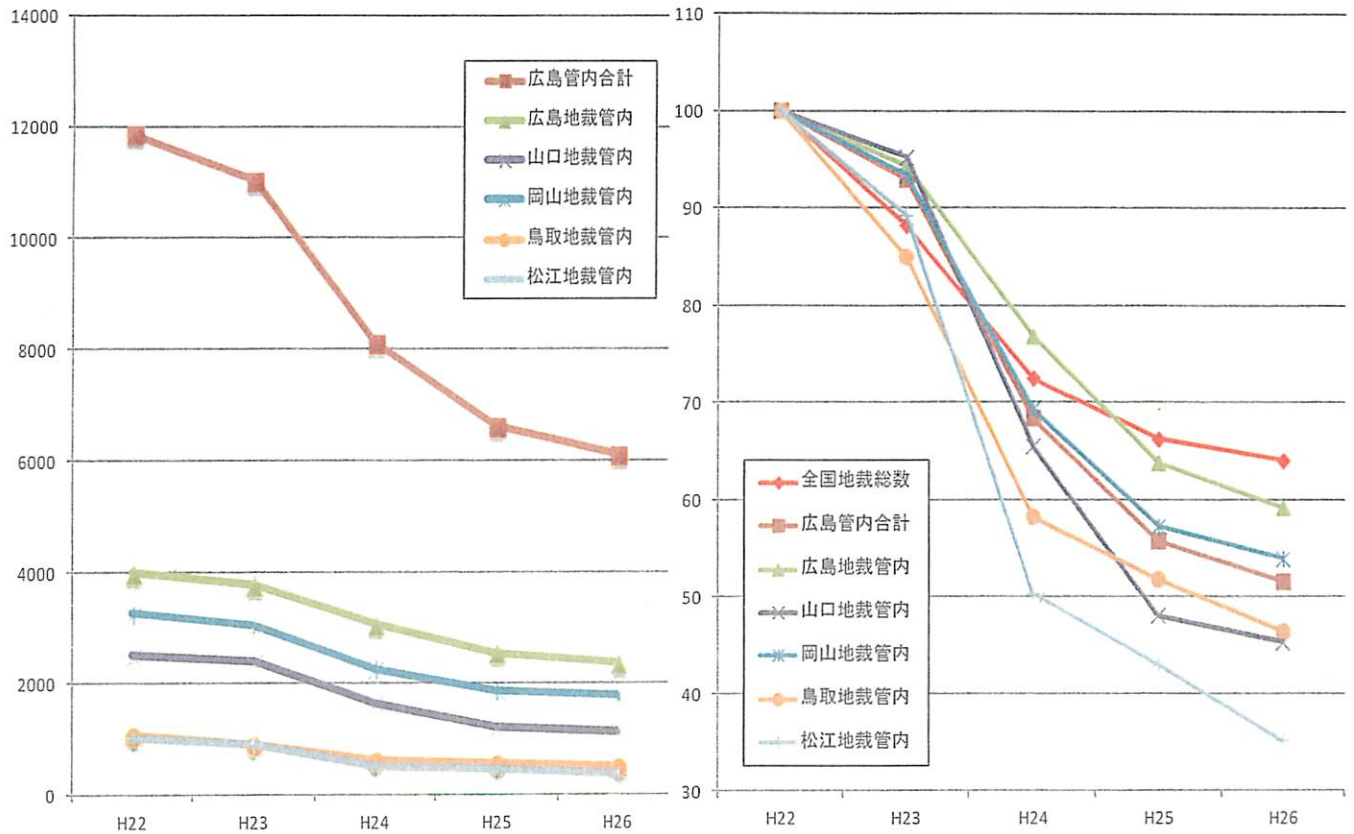
刑事控訴事件（終局）の平均審理月数



管内の地家裁の事件動向

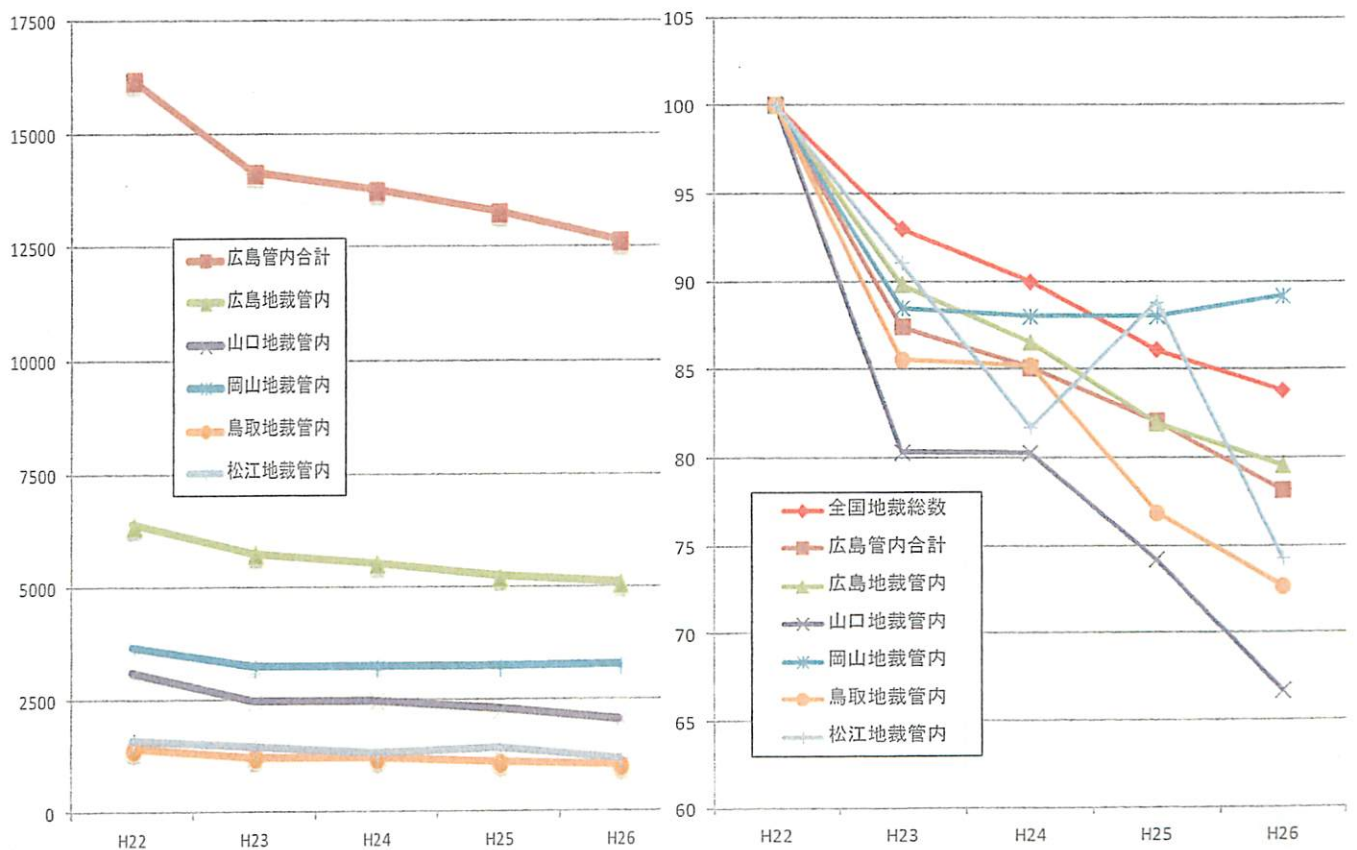
地裁民事第一審通常訴訟新受件数

(平成 22 年を 100 とした場合)

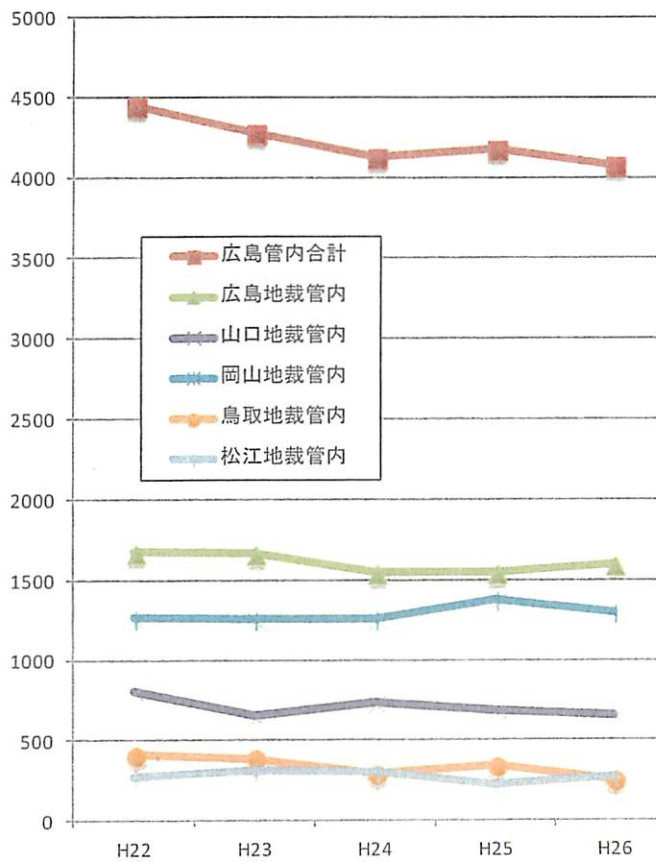


地裁民事執行事件数

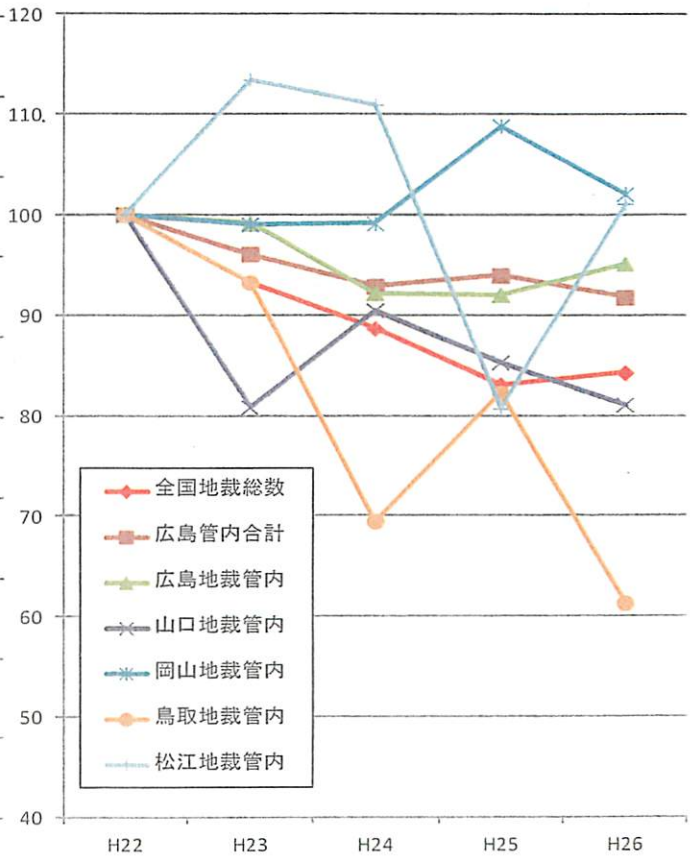
(平成 22 年を 100 とした場合)



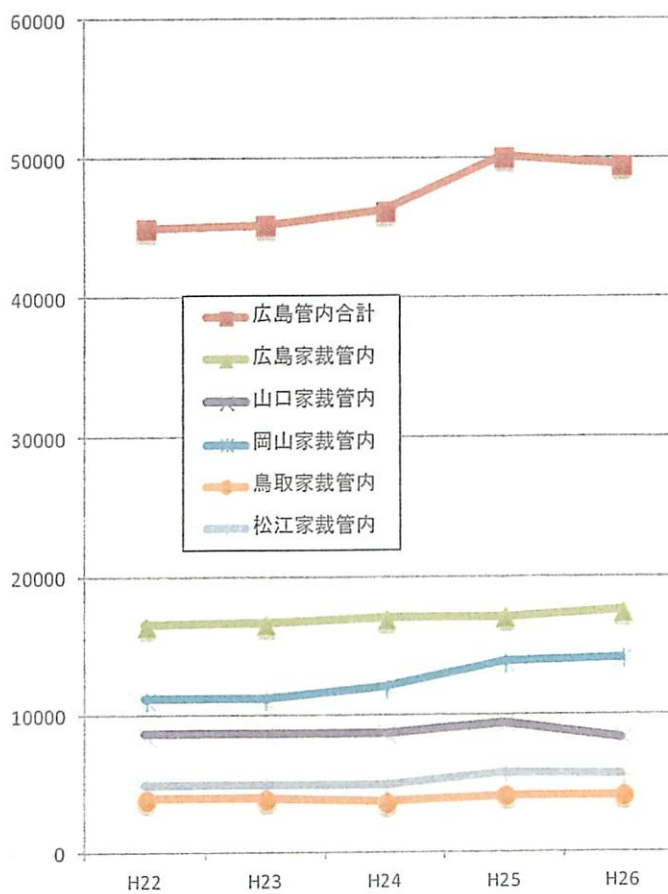
地裁刑事訴訟事件数



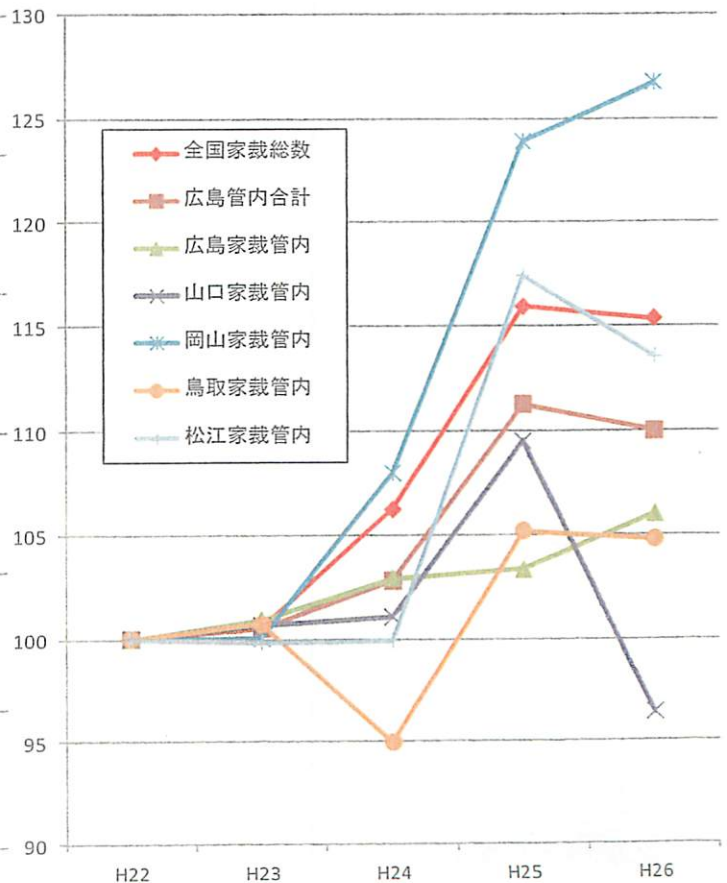
(平成 22 年を 100 とした場合)



家裁家事審判事件数



(平成 22 年を 100 とした場合)



家裁少年一般保護事件数

(平成 22 年を 100 とした場合)

